

平成26年

第2回市議会定例会 議案第6号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「第74条第1項」の後ろに「または第144条の6第1項」を加える。

第26条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第26条の5中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第65条第1号ア中「1,100円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,300円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,700円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア（ア）中「2,600円」を「3,600円」に改め、同号ア（イ）中「3,400円」を「3,900円」に改め、同号ア（ウ）中「6,200円」を「6,900円」に、「7,900円」を「10,800円」に、「3,400円」を「3,800円」に、「4,400円」を「5,000円」に改め、同号ア（エ）中「2,600円」を「3,600円」に改め、同号イ（ア）中「1,700円」を「2,400円」に改め、同号イ（イ）中「5,100円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,400円」を「6,000円」に改める。

附則第3条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改

める。

附則第5条および第6条を次のように改める。

第5条および第6条 削除

附則第7条の3の3を削る。

附則第8条の3を次のように改める。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第14条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第65条第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第65条第2号ア（ウ）	6,900円	8,200円

	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条の5の改正規定および次条第3項の規定 平成26年10月1日
- (2) 附則第7条の3の3を削る改正規定 平成27年1月1日
- (3) 第65条の改正規定ならびに附則第4条および第6条（改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第26条第5項の改正規定および次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (5) 第11条の2第1項および附則第3条第1項の改正規定ならびに附則第14条の次に1条を加える改正規定ならびに次条第2項、附則第5条および第6条（新条例附則第14条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第26条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第26条の5の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の3第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第8条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第8条の3第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第8条の3第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第8条の3第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第65条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第14条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第14条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第65条および新条例附則第14条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第65条第2号ア (イ)	3,900円	3,400円
新条例第65条第2号ア (ウ)	6,900円	6,200円
	10,800円	7,900円
	3,800円	3,400円
	5,000円	4,400円
新条例附則第14条の2 の表以外の部分	第65条	函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第65条

新条例附則第14条の2 の表第65条第2号ア（ イ）の項	第65条第2号 ア（イ）	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第65条第 2号ア（イ）
	3,900円	3,400円
新条例附則第14条の2 の表第65条第2号ア（ ウ）の項	第65条第2号 ア（ウ）	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第65条第 2号ア（ウ）
	6,900円	6,200円
	10,800円	7,900円
	3,800円	3,400円
	5,000円	4,400円

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率および軽自動車税の税率を改定し、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した四輪の軽自動車等に関する軽自動車税の税率の特例措置を設け、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、ならびに規定を整備するため